

石西礁湖自然再生協議会運営細則

第 1 章 部会

(設置)

第 1 条 協議会に次の部会を設置する。

- (1) 生活・利用に関する検討部会

(検討事項)

第 2 条 部会では、次の事項を協議する。

- (1) 生活・利用に関する検討部会

石西礁湖の自然再生と地域住民の生活に必要な活動との両立を進めるために必要となる事項等。

(部会事務局)

第 3 条 部会の会務を処理するための部会事務局を設ける。

(部会事務局の所掌事務)

第 4 条 部会事務局は次に掲げる事務を行う。

- (1) 部会の会議の運営
- (2) 部会の会議の議事要旨の作成及び公開に関する事項
- (3) その他部会が付記する事項

第 2 章 協議会及び部会の運営

(協議会及び部会の傍聴)

第 5 条 協議会及び部会の会議は、傍聴ができる。

2 傍聴者は、原則として会議中に発言することはできない。

3 傍聴者の受け入れは、希望者全てが傍聴できることを基本とし、傍聴の申し込みを当日会場で受け付ける。

(協議会及び部会の記録)

第 6 条 運営事務局は、協議会及び部会の会議の議事要旨を公開する前に原則として、会長または部会長及び発言した会員の確認を得なければならない。

第 3 章 補足

(細則改正)

第 7 条 この細則は、規約第 6 条に規定する協議会の会員の発議により、協議会の会議の出席委員の同意を得たうえで、会長が改正することができる。

附則

この附則は、平成 19 年 7 月 5 日から施行する。